

会議録

- 1 附属機関の名称 犬山市環境審議会
- 2 開催日時 令和2年 2月25日（火）10時00分から 正午まで
- 3 開催場所 犬山市役所 4階 401会議室
- 4 出席者

<委員>

会 長	林 進	委 員	佐野八重
副 会 長	若井宗臣	委 員	松尾直規
副 会 長	長野美恵子	委 員	高木順二
委 員	水野正光	委 員	谷口 彰
委 員	久世高裕	委 員	森本 満
委 員	松山運美	委 員	吉原俊英
委 員	服部良一	委 員	国枝悦明
委 員	安達英昭	委 員	山岡雅俊
委 員	石橋整司		

犬 山 市 長	山 田 拓 郎
経 済 環 境 部 長	永 井 恵 三

<事務局>

環 境 課 長	高 木 衛	環 境 課 長 補 佐	小 笠 原 健 一
環 境 課	丹 羽 良 夫	環 境 課	小 木 曾 裕 二
環 境 課	平 野 幸 奈	委 託 事 業 者	田 中 和 幸

<欠席委員>

委 員	水 野 修	委 員	加 藤 浩 一
委 員	水 谷 潤 一		

5 議題

【協議事項】

(1) 犬山市環境基本計画（案）について

6 傍聴人 0人

7 議事録

発言者	発言
司 会	<p>定刻となりました。本日はお忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。予定の時刻となりましたので、ただいまより令和元年度第2回犬山市環境審議会を開催させていただきます。私、本日司会を務めさせていただきます、犬山市環境課の高木と申します。よろしくお願いいたします。本日、審議会の会議録は、犬山市附属機関の会議の公開に関する要綱第5条第3項に基づき、議事録等を公開させていただきます。そのため、議事録の作成上、機械を使って議事録を作成するところもありますので、会議の発言の際は、お一人ずつということをお願いいたします。また、第4条に基づき傍聴を認めておりますが、今回は申し込みの方はございませんでした。それでは、審議会の開会にあたり市長よりごあいさつを申し上げます。</p>
市長	<p>はい。皆さんおはようございます。今日は環境審議会ということで、お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。新しい、新たに委員になっていただいたメンバーの方々にですね、今回からということでご出席いただきまして、いろんな角度で環境審議会の議論が進んでいくこと、期待をしておりますので、引き続きの方々も含めてですね、皆様方にはご指導いただきたい、よろしくお願いいたしますと思います。今日、諮問もさせていただくんですが、目下のところ、この環境基本計画の改訂ということで、これまでも、市民の皆さんとの懇談会をですね、重ねて、皆さんの意見を吸い上げながらですね、そういったプロセスを踏んでおりますが、審議会の皆さんにも、諮問という形で、そういった諮問をさせていただきまして、またこの環境基本計画をですね、しっかりと練り上げていきたいというふうに思っておりますので、皆様方には、それぞれの立場でですね、ご指摘、ご指導いただけたらと思っております。もちろん、いつも申し上げてるのは、計画は作ることが目的ではありません。作った後の展開ということが非常に重要ですので、そういったことも、また皆さんとともにですね、一緒に作っていったら、というふうに思っておりますので、また皆様方にご指導賜りますこと、重ね重ねですが、よろしくお願いいたします。よろしくお願いいたします。</p>

事務局	<p>ありがとうございました。それでは、市議会議員の委員以外の皆様におかれましては、令和元年12月2日より、新たな任期として、委員の委嘱をさせていただいております。委嘱状につきましては時間の都合もございますので、事前に各席に配布させていただいておりますので、ご了承の上、お受け取りいただきますようお願い申し上げます。なお、任期は犬山市環境基本条例施行規則第13条の規定により、2年間となっております、12月からの任期の方については、令和3年の12月1日までとなっておりますのでよろしくお願いいたします。それでは、今回初めて委員となられた方もいらっしゃいますので本市議会の趣旨について説明させていただきます。本審議会は環境基本法第44条の規定に基づき、環境の保全等に関して基本的なことを調査審議するために設置された審議会となっております。概要についてきまして別紙にまとめておりますのでのちほどご覧ください。続きまして、議員の皆様から自己紹介をしていただきたいと思っております。自己紹介につきましては、お配りしてあります犬山市環境審議会委員名簿の順番で、お願いしたいと思っております。なお、本日は水野修委員、水谷委員、加藤委員から欠席の連絡をいただいております。時間の都合上、所属とお名前の紹介のみでお願いいたします。それでは水野委員からお願いします。</p>
委員	犬山市議会の水野正光です。どうぞよろしくお願い致します。
委員	犬山市議会 久世高裕です。よろしくお願い致します。
委員	消費者団体の長野美恵子です。よろしくお願い致します。
委員	犬山市農業委員会の松山でございます。よろしくお願い致します。
委員	犬山工場公園工業会の服部でございます。どうぞよろしくお願い致します。
委員	岐阜大学名誉教授を務めております林進です。よろしくお願い致します。
委員	東京大学生態水文学研究所の所長 石橋です。よろしくお願い致します。
委員	中京大学の佐野と申します。よろしくお願い致します。
委員	中部大学工学部の松尾でございます。よろしくお願い致します。
委員	今回、委員に応募しまして、させていただきました山岡雅俊と申します。よろしくお願い致します。

委員	前期に引き続きやらさせていただきます、国枝と申します。よろしくお願いいたします。
委員	新任ですけれども、市民代表というか市民の1人として、吉原俊英です。
委員	市民代表の森本満です。よろしくお願いいたします。
委員	市民で再生可能エネルギー勉強会をやっております、谷口彰と申します。お願いします。
委員	犬山市小中学校長会、羽黒小学校高木順二と申します。よろしくお願いいたします。
委員	弁護士の家田大輔と申します。
委員	環境カウンセラーの若井です。よろしくお願いいたします。
事務局	はい。ありがとうございました。事務局の方は、私、環境課長の高木。
事務局	経済環境部長の永井と申します。よろしくお願いいたします。
事務局	課長補佐の小笠原です。よろしくお願いいたします。
事務局	事務局の小木曾です。よろしくお願いいたします。
事務局	事務局 環境課の丹羽と申します。よろしくお願いいたします。
事務局	事務局 環境課の平野と申します。よろしくお願いいたします。
事務局	では、続きまして、新たに審議会の方が開催されております。本審議会の会長、副会長の選出が必要となります。選出に当たりましては、犬山市環境基本条例施行規則第7条の規定により、委員の互選により定めることになっておりますので、まず会長の選出からお願いいたします。いかがいたしましょうか。互選方法については規定がございませんので。
委員	はい。すいません。今、名簿を見られたようにだいぶ代わって見えますので、いわゆる、経験の長い林先生に会長をお願いしたらどうでしょうか。
事務局	ではまず林委員のご推薦がございましたけども、その他、ご推薦等ございます

	でしょうか。
委員	なし。
事務局	よろしいでしょうか。はい。それでは他に推薦ございませんので、林委員に会長をお願いすることにしてよろしいでしょうか。ご承認いただければ、拍手をおねがいします。
委員	(拍手)
事務局	ありがとうございます。それでは、ただいまご承認いただきました本審議会の会長は、林委員に決定させていただきました。林委員よろしいでしょうか。それでは、会長席の方へ移動をお願いします。 会長、ごあいさつをお願いします。
会長	改めまして、おはようございます。いろいろ、世界中で問題になっています。環境問題、医療的な問題も含めて、様々な問題を抱えているのが現代社会だと思います。また、会長を仰せつかりました。長い間やってきておりますが、また、心新たに再出発となります。環境審議会の重要課題であります環境基本計画の改訂が見送りになっておりましたが、今日諮問いただくということで、皆さんとともに知恵を集めて、いい基本計画にしていければと、そう考えておりますので、よろしく願いいたします。挨拶にかえさせていただきます。
事務局	ありがとうございました。つづきまして規定により副会長2名の選出をお願いしたいと思います。ことかも、委員の互選ということで互選方法については規定がございません。先ほど同様に、推薦ですとか立候補とか、いろいろ手法がございます。
委員	会長一任でどうですか。
会長	事務局で決めてる原案があれば
事務局	申し訳ございません。互選ということで事務局では案を作ってございません。今、会長一任というお声をいただきましたが、よろしいでしょうか。
委員	異議なし。
事務局	そうしましたら、会長一任ということで林会長の方からご指名いただきたいと思っております。

会長	従来やっていたいております若井委員。副会長は2名でしたか。
事務局	2名です。
会長	消費者団体協議会の長野委員にお願いしたいと思います。男女1名ずつ、女性の意見は環境問題では非常に重要なものですから、よろしくお願いいたします。
事務局	はい、では、今会長の方から、長野委員、それから若井委員の副会長のご指名の方がありましたが、皆さん、ご承認いただければ、拍手をもって承認とさせていただきますかと思っております。いかがでしょうか。
委員	(拍手)
事務局	ありがとうございました。そして、長野委員、それから若井委員、副会長の方よろしくお願いいたします。本来ならば、席次を会長の側に置きたいんですが、会場の都合できないものですから、本日については、そのまま自席で、副会長という位置付けで進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。そうしましたら、副会長それぞれに簡単に自己紹介の方を名簿の順番で長野委員からいただけたらと思っております。
副会長	長野です。よろしくお願いいたします。初めてここにきて、急に副会長って言われてびっくりしてるのが現状で、何も申し上げることはないのですが、長い間消費者活動とか、環境のことはやってきたので、少しぐらいは、話ができるかなっていう、主婦目線でできるかなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
事務局	ありがとうございます。若井委員、お願いいたします。
副会長	若井です。よろしくお願いいたします。前回、前々回、副会長をやらさせていただきました。今、林会長からお話ありましたように環境基本計画とかですね、皆さんご存知のSDGsとか、そんなようなのがいろいろ出てくると思います。皆さんの、知恵を絞っていわゆる犬山独自の「環境基本計画」ができればいいと思っております。よろしくお願いいたします。
事務局	ありがとうございました。それでは、次第4「諮問」へ移らせていただきます。犬山市環境基本条例第26条に基づき、犬山市長山田拓郎から本審議会に対し諮問させていただきます。会長、お願いいたします。

市長	犬山市環境審議会会長様。犬山市長 山田拓郎 犬山市環境基本計画案について（諮問） 犬山市環境基本条例第26条に基づき、犬山市環境基本計画案について、貴審議会の意見を求めます。よろしくお願いいたします。
事務局	それではここで市長は他に公務がございますので、退席させていただきます。
市長	よろしくお願いいたします。
事務局	それでは議事に入ります前に、お手元にお配りさせていただきました資料の確認をさせていただきたいと思えます。まず、「令和元年度第2回犬山市環境審議会次第」、続きまして「犬山市環境審議会の概要」、「犬山市環境審議会委員名簿」、「第二次犬山市環境基本計画改訂スケジュール案」、「第5回環境基本計画市民懇談会のチラシ」。それから、ここから事前の配布資料になります。「第二次犬山市環境基本計画の骨子案」、「第2次犬山市環境基本計画案」、「改訂スケジュール案」。また、送付時には「犬山市環境基本計画の総括」を参考資料として送付させていただいております。以上でございます。資料の不足等ありましたらお申し出ください。よろしければ、また会議の進行上、何か不足することがあれば、事務局の方までお願いいたします。なお、議事につきましては、条例第28条の規定に基づき、審議会の会長が会議の議長になることとなっておりますので、以後の進行は林会長にお願いしたいと思います。また、本日の会議は12時までで終了とさせていただきますので、ご協力をよろしくお願いいたします。
会長	それでは、規定によりまして、以後の議事進行を行わせていただきます。本日の審議会につきましては、出席委員17名。犬山市環境基本条例第28条第2項の規定により本日の審議会は成立していることを確認させていただきます。なお、本日の会議の会議録を公表するにあたり、会議録の確認者および署名者として服部委員と谷口委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。後日、議事録にサインいただければと思います。それでは本日の協議事項は1点のみでございます。「犬山市環境基本計画について」その内容について事務局より説明・提案をお願いいたします。
事務局	それでは事務局より、協議事項1 犬山市環境基本計画についてご説明をさせていただきます。事務局環境課の小木曾です。よろしくお願いいたします。着座にて説明をさせていただきます。失礼します。 犬山市の環境基本計画は、環境基本法の趣旨を踏まえて犬山市環境基本条例に基づきまして、平成14年に策定され、市民、事業者、行政の進むべき方向が示されております。現在令和2年度に、第二次犬山市環境基本計画の策定をするために、作業を進めておりますので、ご説明をさせていただきます。

まず初めに事前に郵送でお送りをさせていただきました「第二次犬山市環境基本計画改訂スケジュール」を説明させていただきます。A4の資料です。こちら大変申し訳ありませんが、事前にお送りした資料の一部を修正しておりますので、本日お配りさせていただいた資料を修正版ということで配布させていただいておりますのでそちらに沿ってご説明させていただきます。

本日2月25日、環境審議会にて犬山市環境基本計画の案について、諮問をさせていただきました。本会議にて、骨子の案を、まず皆様にご提示をさせていただきました。今日の会議で、こちらの骨子についてご意見をいただきたいと考えております。また、本日出た委員の皆様からの意見を骨子の方に反映しまして、本計画の作成に着手をしていく、という流れになっております。事前に資料をお送りしましたA3のもの、こちらが骨子の案で、本日協議をしていただくものになります。それからもう一部、「犬山市環境基本計画の素案」ということで、ホチキス留めをしたものを郵送でお送りさせていただきました。こちらの素案に関しましては、本日の協議、会議で、骨子をおおかた固めた段階でこちらの着手を進めていくという流れになりますので、こちらの素案に関しましては最初のイメージという形でご覧いただければと考えております。

それではスケジュールの方のご説明をさせていただきます。本日2月25日環境審議会、そして今週末、3月1日に、市民懇談会を開催させていただきます。こちらはチラシを添付させていただきました。今回は第5回になりまして、今年度実施をして参りました市民懇談会で皆様からたくさんのご意見をいただいております。市民の皆様話し合っていたいただいた内容、市民ができる環境に関する取り組みについて、具体的に今回の3月1日の懇談会では、具体的に周知や参加者の集め方などを、仲間づくりというところをどのようにしてやっていくか、というところを話し合ってください。予定でおり、懇談会でも基本計画の骨子を皆様に提示をしていく予定です。市民懇談会の後、骨子案の確定後に素案の作成という流れになって参りまして、4月に、骨子と計画の素案を市議会へ提示して、市議会からも意見をいただきたいと考えておりまして、出た意見を計画の方に反映させていければと考えております。また5月に、市議会からいただいた意見を反映し、こちらをまた環境審議会へ計画案としてご提示させていただきますと思いますので、よろしく願いいたします。今予定で5月の下旬頃に、一度環境審議会を開催したいと考えております。こちらの段階で、計画案について委員の皆様からご意見をいただきまして、いただいた意見を計画の方に反映させた上で、7月に再度、環境審議会を開催して、こちらで「答申」という形で、本日諮問しました環境基本計画の案についてということで、答申をいただきたいと考えております。また、答申をいただいて、そちらを修正等した上で計画案を確定させ、7月の中旬頃にパブリックコメントを実施し、市民の皆様からのご意見をいただく予定でおります。パブリックコメントで出た意見についても計画に反映をさせつつ、9月の中旬頃に計画の最終確定・公表というようなスケジュールを現在考えております。以上が改訂スケジュールの案となります。

続きまして、骨子のご説明をさせていただきます。A3の骨子の案をご覧ください。先ほども申し上げましたけれども、本日の会議ではこちらの骨子の案について、委員の皆様からご意見をいただきたいと思っております。こちらが計画を策定するうえでのベース・骨組みという形になりますので、こちらを固めた上で、実際の計画案に反映させていく、というような流れをとっていきたいと考えております。一番ということで、第二次犬山市環境基本計画の目的と位置付けということで、犬山市環境基本計画は、「里山の自然と暮らしが調和した、住み続けたいまち犬山」という目標とする環境像を掲げまして、2002年平成14年に第一次の計画が策定されております。ただですね、社会情勢、時勢の変化で、現在、気候変動であったり、SDGsであったり、社会の変化というものもございます。これを第二次の計画の必要性があるということで、見直しを進めております。また、第二次の計画におきましては、犬山市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】を、包含する予定をしております、SDGsの理念を盛り込んだ計画となるように考えております。

続きまして2番「計画の期間」になります。こちら1点申し訳ありませんが修正の方がございまして、こちらの第二次の計画に関しまして、こちらの記述で、10年後の2029年となっておりますけれども、目標としてこちらは2030年までの11年程度の計画ということで修正をお願いします。こちらは2030年までの11年程度の計画ということで、経済・環境・社会の統合的な向上ということを目指したものとなるようなものにしていくということで、11年の期間を見ております。また、途中で見直しというのも考えております。

続きまして3番「計画の推進体制」です。こちら「市民」「事業者」「訪問者」「市」ということで、推進主体を大きく四つを掲げさせていただいております。今までの第一次の計画に関しましては、「市民」「事業者」「市」ということでしたが、今回第二次の計画で訪問者という項目を新たに打ち出していくということで考えております。

続きまして4番右のページ「重点検討事項」です。こちらは主な社会の変化ということで、世界的な社会の変動などを説明させていただいております。世界的な社会変動ということで気候変動、ごみの問題、循環型社会、生物多様性など、昨今、問題となっております。第5次環境基本計画、こちら国の計画ですけれども、国の計画では六つの重点戦略というものが設定されておまして、今回策定する犬山市の計画でもこの六つのうちの五つの骨組みをベースとして考えていきたいと思っております。また下の部分「重点検討項目」ということで、具体的に、犬山市の環境基本計画に盛り込む内容として取り上げていくのかということをご具体化した項目となっております。犬山の特徴である「里山の保全」、それから食品ロスやプラスチックなどの「ごみの問題」、「良好な住環境の形成」、「省エネ・再エネの推進」、「パートナーシップの強化拡充」、それから「担い手の育成」というようなことを、大きな重点項目として上げていきたいと考えております。

続きまして、2ページ目御覧ください。5番「目標とする環境像と基本目標」。

こちらに先ほど申しあげました「里山の自然と暮らしが調和した、住み続けたいまち犬山」と、ちょっと目立つように記述させていただきました。こちらは、現在の第一次の計画の方でも目標・基本方針ということで掲げさせていただいております。第二次の計画におきましても、こちらの基本方針で進めていきたいと考えております。また、SDGsの理念で、環境・経済・社会の統合的向上を目指すということで、こちらにもグラフで、三つの丸を相互で矢印を引いて示させていただきました。こちらでも環境と経済社会、すべてがうまくいくようなという目的を持って進めていきたいと思っております。また下の部分に、先ほど国の環境基本計画では六つの重点施策政策があると申しあげましたけども、そのうちの五つを犬山市の計画に盛り込むということで、ピックアップをさせていただきました。またそこに、関連するSDGsのゴールを紐付けをさせていただきました、掲載をしております。またこの五つの基本目標を右のページの6番「環境施策の体系」ということで、五つの大きな基本目標の下に個別目標ということで、それぞれ一番には三つ、二番には一つというような形で、個別の目標を繋げさせていただきました、その個別の目標の下に、具体的な施策ということで、細かい施策の内容というものを、ぶら下げていくという形で考えております。具体的な施策に関しましては、現在関係部署にもヒアリング等を行っております、次の計画にですね、こういったことを具体的に盛り込んでいくのか、掲載していくのかというのはですね、現在進めているところでもありますので、また委員の皆様からも、ご意見等いただければと考えております。大きくまとめとしましては、第二次の計画では、前計画の基本方針を継承しながら、SDGsの理念、こちらを盛り込んだ上で、気候変動などの社会問題、こちらにも対応しつつ、環境・社会・経済、こちらがですね、統合的な向上を目指すことができるものとするということで、進めていきたいと考えておりますので、ぜひ皆様からご意見いただければと思います。説明は以上です。よろしく申し上げます。

会長	骨子について説明をいただきました。個別の項目につきまして、ご意見、ご質問をお願いします。
委員	関係各課でまだヒアリングというか、検証しているってことなんですけど、去年のこの時点の審議会に出てきて、皆さんからご意見があつて、まだまだ不十分でした。すぐやります、と言って5月に会議を開く予定が開けなくて、10月か11月くらいの時期になって、今に至っているところで、まだ終わっていないという状況はなぜなのでしょう。
事務局	お答えいたします。今回行ったヒアリングというのは次の計画に盛り込む内容というところを大まかに、こちらの骨子をもとにヒアリングしました。その中で、昨年までやりました。前計画の総括、こちらも踏まえて、次の計画にはど

	ういふ部分を盛り込んでいくのか、というのをヒアリングさせていただいております。
委員	前向きが提案というか、たたき台が出てくると。その時期はいつになるのかをここで明言していただきたいんです。
事務局	現在ですね、ちょっと先ほど説明が漏れていたんですけども、こちらの素案を一度ご覧いただきたいと思います。計画案の方ですが、イメージというふうにご説明させていただきました。こちらを1枚開いていただきまして、目次のところで、今、皆様にお配りした冊子の方は、第3章までの部分のイメージということで、まずはお送りをさせていただきまして、第4章以下、こちらの項目に関しては今、記載内容を検討中ということでもちょっと明記をさせていただいております、具体的な施策の第4章、のところに掲載していく予定であります。現在ですね、少しずつではありますけど、ちょっと形の方、作っております、次の審議会では、提示をさせていく、また事前に郵送等で、資料としてお配りをさせていただく予定はしております。
委員	最後ですけど前回の環境基本計画が、結局目標年度切れであったということそのものなんですけども、この計画行政の進め方自体が問題があったという反省だと思うんです。で、今のこの改訂に関しても、計画通りに全く進められていないという現状自体が、この反省を生かしきれていないというふうに理解しますので、何でいつに出すのかと、それを関係各課に徹底して守っていただいて、いつまでに出してくれと。いうことを明言した上で、今、何月に次の審議会をやるかということをお願いしたいなと思います。
事務局	よろしいでしょうか。本日、骨子の方でご意見をいただいて、次回の審議会を5月の下旬で予定しておりますので、こちらでご提示をさせていただきたいと考えております。
委員	了解しました。
委員	すいません。一つ。2月6日と7日に各課ヒアリングをやって、その時に、これぞというような、何か独自の案は出ましたか。そこら辺が重要だと思うんだよね。どこ行っても、パンフレットがあったら書いてあるようなことではなくって、犬山ではこういうことをやってくというような、案がねヒアリングで出ないと、委員が言われたように、少しそういうものが拡大していかないと、そこら辺はどうですか。
事務局	先日ですね、2月の6日と7日に、各課へ前計画の総括関係各課にヒアリングを

	<p>させていただきますして、まずは、次の計画に掲載するにあたってですね、関係課で所管する計画の有無を確認をさせていただきますして、その計画との整合をまず図っていきたいということをごちらから説明をさせていただきますして。その中でも環境に関する施策を、どのぐらいごちらの計画に盛り込んでいくかという部分で具体的に、これを載せてくれるってところはその時点ではまだない状態ではあるんですけども、今後ですね、ヒアリングというのを何回か繰り返しながら進めていく予定であります。</p>
会長	<p>会長の立場を抜きにして、委員として、前年度の審議会でも申し上げたかなと思うんですけども、環境基本計画は、犬山市の総合計画に関わる、問題でありますし、内容によっては、環境課だけではこの場で即答ができない問題のもあるということなので、以前、前の環境基本計画策定の時には、関係部署がですね、代表者っていうか、確か出席していただいたと思うんですが、基本としてはありました。申し上げたいと思うんですけども、できたら、新しい計画案を作るときに、関係部課の担当者、どなたでも結構ですけども責任を持って答えられる、そういう方の出席をお願いしたいと申し上げたような記憶があるんですけどもね。委員もおっしゃいましたけども、計画そのものの、計画行政システムはどうなってんだと、これは環境課だけの責任ではなくて、犬山市としては企画課になるんですかね、市の計画全体が計画行政全体がうまく行ってるかどうかチェックするところがあると思うんですよ。そこはどんどん、責任体制というか、そういう問題にもかかわりますので、環境課では測定できないことが当然発生します。あと、骨子案にありますけれども、協働で進めるといったときに、これもまた他の部局で、別に条例を定めたりしてますが、本審議会以上に犬山市の計画行政に対して、大勢の委員で審議してる審議会は、多分ないと思いますし、そんな頻繁に開かれるっていうことではないので、市役所内で調整して、出席していただいて、直接質問されて直接答えるという関係を築いていただければいいかなと思います。</p>
事務局	<p>すいません。よろしいでしょうか。今の会長からのご提案なんですけども、基本的に環境政策については環境課の職員なんですけども、そちらの方が基本的に全部理解しなければ、当然こういった、計画の方は策定していけないですし、その取りまとめの方も行えません。ですから、基本的には書いてあることをすべて環境課が説明できるようなふうにはしていきたいというふうには考えております。しかし、中には専門的なこともございますので、必要に応じて、そういった場合は、担当課の出席の方を求めたいというふうに思います。</p>
会長	<p>他にご意見ご質問は。</p>
委員	<p>皆さんご存知だと思いますけど、管理スケジュールの問題を私何回もここで言</p>

	<p>いましたよね。スケジュールが出てきた、あとは、事務局の方がいろいろ皆さん意見あるかもしれないけれど、事務局の方が、これを細かくね、とにかくその都度その都度チェックして、できないようなものはどうするんだとかというようなことを細かくやらないとしょうがないと思う。今の会長から話があった、ほかの部分っていうのは、SDGsを始めたらね、他の部分は完全にこれ、入れてやらないとできんような計画なんです。それからいうと、要は、管理スケジュールを細かくチェックしていくということでやれば、そんなに外れるということはないと思うんですよ。だけど、前、随分何回かこの管理スケジュール作って、チェックしなさいよと、何回も言いましたけど、それが出来るかどうか。できれば半分以上できるような計画になると思う。だから、ちょっとそこら辺ね、いろいろ大変だと思うんですけど、管理スケジュールね、ここ、ちょっとずつちょっとずつ、確認しながらやってもらうのが一番必要だと思います。</p>
委員	<p>この目的と位置づけのところですね、「地球温暖化対策実行計画」が基本計画に包含した計画ということなんですが、その辺ですね基本計画そのものはシンプルで大きい形っていうか、ですけど実行計画そのものは、今、スケジュールの中にもありましたけどある程度綿密な計画が必要であるし、今、各課との連携もやっぱりどう実行していくかというところで、やっぱり各課との議論も、必要になってくるので、この包含した計画というのはちょっと、どういふふうなのか、イメージが。普通は、基本計画があつて、実行計画を別に作る形が多いんだろうというその点はどうなんですか。</p>
事務局	<p>はい。お答えいたします。地球温暖化対策実行計画というのはですね、大きくこの「区域施策編」というのと「事務事業編」というのが、大きく2種類ございまして、「事務事業編」というのはですね昨年度、期間は、今年度第三次という形で進めておりまして、何かといいますと、この行政の業務における地球温暖化対策の計画になりまして、実際に庁舎内で電力をどのぐらい削減しようとかですね、CO2をどのぐらい減らしていこうというような、行政の取り組みに関する部分が「事務事業編」でございまして。一方、「区域施策編」というのは、犬山市全域での計画という形になりまして、市全域でどういった取り組み、地球温暖化対策に向けた、どういった取り組みをやっていくのかというものも定めるものとなっております。で、包含するというふうで予定しておりますこちらの環境基本計画の中にも、市全域、今回ですね「市民」「事業者」「市」「訪問者」という4者が協力して進めていくというところで、趣旨が同じというところもありまして、今回基本計画に包含をするというような位置付けをさせていただいております。</p>
委員	<p>趣旨的にはもちろん、これは環境という大前提でやっている。今回環境基本計</p>

	<p>画が遅れたっていうか、指摘された今はきちっとやってるんでやっぱり肝心なのは、なぜそうなったかという、PDCAのサイクルをちゃんと実行して、検証して、チェックして、という、これがね不十分であったという部分がある。そういう点でいうと、その実行計画より細かいというか、そういう計画のものはもっと、10年か11年よりも早いサイクルで回さないに進んでいかないんじゃないかな。そういう点でやっぱり基本計画と実行計画おなじサイクルではまずいのではないかな、というふうに思うんです。包含してるからそれだけ実行計画だけ検証するというよりも、分けてちゃんと検証した方が、わかりやすいんじゃないかなとは思いますが。</p>
委員	<p>よろしいですか、すみません。若輩者なので間違ってることあれば、ご指導お願いします。今のお話で、環境基本計画と地球温暖化対策実行計画の区域施策編の件ですけども、都市部においてはその区域施策編を別に作っている場合も結構見られます。ただ、市町村中心に、それほどたくさん計画を作らないところについては区域施策編を含めて作ってるっていう場合があります。ただやっぱりその実行性っていうお話のところをいくと、先ほどの骨子の六番の環境施策の体系というところの、施策をそれぞれあげられて、それで、実際に、これを、区域施策の内容をおそらく実現していくということになると思うんですが、そこをやっぱり誰が、いつ、どれだけやるのか、その部分、数値化であったり、また、市であればその担当課の部分はっきりしていただく、そして、いつまでにやるというところできちんとマネジメントを行っていただければなというふうに感じます。</p>
委員	<p>すみません。ちょっとのつかるといえるような発言になりますけども、前回の基本計画が終わったのは平成22年であるところの前回の計画に対して総括を行ったのが平成30年になると、8年も経ってます。今回送られた資料につきましても、総括するまでも困難だとありまして、実際に達成状況にどれだけ把握するかについて前回のこの計画に疑問がありまして、前回の総括におきましても、最後の方に新たな基本契約計画の策定に向けては、中長期目標を設定し定期的に状況を確認する。目標達成に向けたスケジュール管理する。PDCAサイクルの進行管理体制を構築するということが、26ページに記載がありますけども、これ記載があるだけでは意味がないと考えてございまして、実際に計画を立てていて、どうまわすか、実際どのようにこの、中長期目標とか管理体制の構築とかについて、今現在どんな状況かについても教えていただきたいと思えます。</p>
事務局	<p>今の質問に対してまとめてご回答させていただきます。骨子案にも書かしていただいた1ページの一番下計画の着実な推進に向けて、というところで、重点検討事項としてあげさせていただいております。今こちらにイメージということを示させていただいてますがこちらの第5章、ここで、章として計画の進行</p>

	<p>管理、作る予定をしております。若井委員からも話がありましたスケジュール管理のこと、皆様から指摘があったチェック体制というかそういったものにつきましては、チェックリストの作成を進めておりまして、こちらにも書いてありますけれども、施策の成果を測る指標ということで、こちらの方は大事だと考えておりますので、指標をですね、しっかり定めて、どなたに評価していただくかというあたりもですね、きちんとですね、明文化して推進を図りたいと思いますので、ご協力お願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>皆さんが、疑問に感じられているのは推進体制とね進行管理がどう絡み合っているのかがよくわからない。その結果が、前回の延び延びになってしまったというふうにかかわるんじゃないかという、そういう内容が加えられていると思うんですよね。その点で、ページ2の計画の推進主体、「市民」「事業者」「訪問者」「市」こういう表記でいいのかどうか。環境基本計画作りしました。いろいろ体系がここにあるわけですが、この項目を誰がどうやって進めていくんだと。全部これ環境課でやれるのか。できないと思うんですよね。例えば生物多様性の問題、環境課のスタッフに生物の専門は1人もいない。市役所全部集めても1人もいない。できるのか。だったらどういう枠組みの中でやるのか、統括する行政組織として環境課がある。さっき事務局がおっしゃったのですが、全部わかるようにしようなんてこれ無理なんで、これはこういう仕組みの中に、それをコントロールする仕組みとして、環境基本計画行政があるんだという全体像を示していただかないと、本当にできるのっていうことがあるわけで。やっぱりそういう点で、推進体制と、進行管理っていうのは、やっぱりきちっとした具体的なものが想定されないと、ここで皆さんイメージできないんじゃないかなと思いましたが、ご質問と質問に対する答えを考えてそうなんですけれども、全体像がちゃんとあると思うんですよね。県の行政、国の行政、そういうものもありますし、或いは地域で生物多様性なら、今進行中の協議会システムもありますし、一つそういう全体像の中で環境基本計画を、こういうものとして、包含するプロセス的な計画なんです。けれども、水野委員の質問にお答えになったかどうかわかりませんが、基本計画は個別計画はなくて、そうでなくて、計画っていうのはもっと大きなものなんだとそういう発想がないといけないと思うんですよね。一番に表現が2ページ目の、環境・経済・社会 3つの丸が行き来しているこれ環境の中に経済・社会を埋め込もうという発想じゃないんですか、本来。それがかつての環境問題は経済と対立するものだと考えられていた、実はそうじゃない。環境抜きに、経済も未来像を描けないのだということなんでこの中にどうはめ込むのかということであれば、環境基本計画の環境行政は、自治体行政の中でどういう意思、それから、市民がやる市民活動、いろんな組織団体とかあります。それとの連携をどうつなぐのかという、ようはコーディネーターにあり、いろんな多様な編集としての環境基本計画なんですよね。環境推進するものを基本計画として出すんじゃない。犬山市全体の総合環境をどういうふうにしていくのかという、その全体</p>

	<p>像描いて、それでこの中で、了解して、できるようなものですよねって出していくそういう議論をしていかないと、理解しにくいし、そういう心配があるのではと、今の時点でそう思いました。</p>
事務局	<p>いろいろご意見の方いただいております。前の総括のときにもいただいたご意見で、我々もそのことを非常に重要なことだというふうに認識はしております。今回具体的な構築体制等については、ご提案しておりませんが、今、A3の骨子案の4の一番下の「計画の着実な推進に向けて」といったことで、項目も1項目、また、環境基本計画の中でも章を一章おいて、その中で整理していきこう、というふうに考えておりますので、次回5月の審議会には、どういったふうに整理していくのか、推進体制をとっていくのか、ということは、5月の審議会で素案の段階でお示しさせていただきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。</p>
会長	<p>特に、今日出されております環境施策の改定案を項目別にいろいろご質問等あるろうかと思っておりますので、そちらのほうをお願いします。</p>
委員	<p>犬山市のマスタープラン「第五次犬山市総合計画」に掲げる環境政策を実現する計画というのがありますがそれとの関連が実はよくわからないのです。例えば、2枚目のところに基本目標と関連するSDG sがありますが、もう一つ関連する犬山市の総合基本計画というのをに入れていただくともうちょっとわかりやすいかな。それからもう1点はですね、今、愛知県の方でも環境審議会で、第五次の環境基本計画の審議をしてるんですが、そこで行われてる基本計画案と今のこの犬山市の案と、あまり変わらないです。同じようなことが書いてあるんです。だから「犬山らしさ」がどこに出ているのかなというのが疑問に思えます。まあ、とくにこの基本計画でいくと「1」の部分。それ以外のところでもですね、国あるいは県が出してる環境基本計画をそのままなぞるようなものではなくやはり「犬山らしさ」をもっと打ち出していただけたらいいなど。</p>
会長	<p>何か具体的な提案でもございましたら</p>
委員	<p>いやですから、まずはこの1のところを基本目標でですね今、犬山が抱える自然環境、非常に豊かな自然環境があると思います。それをどうまちづくりあるいは環境の保全なり、そういったところへですね、自然共生社会、それをどう取り込んで生かしていくかというところをもう少し、考えていただけるといいのかなあと思っております。私自身が犬山に住んでいないので、なかなか具体的にまだ提案的できるところがないんですが。</p>
委員	<p>今、先生から話がありましたけどね例えば愛知県が出してるもので、私はちょ</p>

っと考えがずるいかもしれないけど、乗られるものは乗ればいいとも思うんですよ。ただし、今話ありました、ある程度独自のものを出すということは、これはもう必然ですけど、例えばね、今の里山の問題にしても、これ例ですけど、愛知県の方で尾張北部という、書き方がありますよね。尾張北部の地域の里山はどうするんだよというような、切り口があるんです。そういうものがあるのであれば、それに乗かって、そこで独自の、皆さんが犬山っていうところは一番よく知ってるんですから、そこで独自の切り口でもあるような、仕組みを出すことが必要だと思うんですよ。言葉が悪いからちょっとあれかもしれんけど、あまり大きな風呂敷を広げても、やれないものはやれないんですよ。だから、やれるものを、範囲内で自分たちの、犬山市のキャパ、この環境課なら環境課のキャパでできることから、やっていくと。それであとね、スケジュールの問題についても、これは異論があると思いますが、ここまで来ちゃったんですから、過去のことを言ってもしょうがないんです。だから、今後どういうふうに進めるかは、要は、皆さんが今作られたこの基本計画の管理スケジュールこれをとにかく、細かく細かくチェックしながら、進めていくことだと思います。そこの中に、もちろんこれ全部入るわけですから、そういうことも含めてね、管理スケジュールをもうちょっと目から離さんように環境課のところに大きなスケジュールの表をばーって書いて、それでみんなが見えるぐらいなことをやらないと、外れちゃいますよ。

会長

よろしいですか。2人の委員がおっしゃったこと、どこのものを見ても書いてあることはやめようと、書かんでもいいってこと、愛知県の環境基本計画なんだから、愛知県が全部守ってください。環境省であれば国民が全部守ってくださいよ。ということになるんですよ。いや、それをまた書き添える必要ないと思うんですよ。そうではなく、そこでは盛り込めないものっていうのは、必ずあるんですよ。今の若井委員の言われた生態系ネットワーク協議会、これは今も進行中ですけども、地域戦略の地域版を自分たちで作ろうということで、今度3月17日また話し合いをするんですけど。尾張4市の共同戦略はすでに策定済みなんですよ。そういったものも、どう活かすかっていうことを取り上げていけばいい。一つは、すごい印象に残っているのは、新しい委員には申し訳ないんですが、旧委員の審議会で、委員が言われた、「やれなかった、のか、やらなかったのか、どちらなのか、この区別すごく大事だよ」というのが印象に残ってるんですけどね。そういうことと、2人の委員がおっしゃってることと、符合してるんじゃないかな。というふうに考えますので、どこにでも関わるような誰でも言うような問題はやめようと、ということですね、ごみの問題にしても、今私が委員長をやってます新ごみ処理施設の公害防止委員でも、どのレベルで目標規制値を設定するか定まらないんですけども、そこに向けていろいろ、各市町で議論してるんですね。その1点に向けて犬山市はどう取り組むんだという、ごみの量の問題だけでなく、ごみの質の問題も関わりますよ。そうしないと、硫酸化物を減らすことができない。そういう

	<p>ことになる、一体何を取り組むんだという問題になるんでそれ以上具体的に動いてるものを想定しながら、この基本体系の基本目標、個別目標、設定すれば皆さんもっと理解が進むんじゃないかと、そのように思います。議論を整理するとそういうことだと思います。</p>
事務局	<p>はい。いろいろご意見ありがとうございます。確かに、犬山らしさというところがこの文面から、なかなか色濃く見えないところは、ご指摘の通りでございます。今後、犬山の環境特性等を踏まえた上で、もっと犬山らしさが色濃く出るような、こういった目的の整理だとか位置付けというのは、検討していきたいというふうに思います。今現在、具体的にこういう文面にするとか、こういったふうにするということは、なかなかちょっとお話ができないんですけども、そういったことを踏まえた上で、再整理をさせていただきたいと思えます。また、最上位計画である犬山市の総計との繋がり、確かにこのことについては、明確なところが、こちらの骨子の方には記載されておりません。そういったところとの繋がりというものもですね、整理でいるような形で。ただ、そこまでちょっといろいろ骨子に入れてしまうとたくさんになってしまうので、それは計画の本編の中で、いろいろまた整理させていただきながら、5月の、時点で、ご提案の方をさせていただけるように、準備のほうをしたいと思えます。</p>
委員	<p>すいません。骨子のところでいくつか、ご質問なんです。今回訪問者というのが入れられたということですが訪問者って誰ですか。旅行者なのかIターンで定住される方ですか。実際にこれ、訪問者の方が計画を推進するってことなんです、ちょっとそのイメージがわきませんっていうのが一つです。それと、どういうふうに訪問者の方にそれを徹底するのかっていうのがわかりませんってことです。</p>
会長	<p>いかがですか。旅行者なのかどうか。</p>
事務局	<p>お答えします。一番わかりやすいのはやっぱり旅行者、観光客というのがやっぱりここも一つ犬山の特徴という部分でもあるのかなと思います。観光客、今年々増加傾向というところもありますので、そういったところも、例えばごみの問題だとか、とういったところも一つの取組みというところで、この計画の中に盛り込んで、犬山市の環境美化にも取り組んでいくというような位置付けで、一番分かりやすいのが観光客かと思えます。ただIターンだとか、それで戻られて定住される方はそういった方は市民という位置付けにもなりますし、多くの方、犬山市にこられる方、というちょっと幅広いとらえ方ですので、谷口委員からご指摘いただいたようにもう少し具体的な書き方というのは検討していきたいなと思えます。</p>

委員	<p>それとすいません。環境を犬山で守っていくといったときに、農業従事者の方々が非常に、密接というか大事だと思うんですけども、その皆様のご意見っていうのは、これから聞かれるのかもしれませんが、例えばこの中でいくと獣害の対策だとか、気候適用策も「安全社会」ってところにもありますけども、実際に自然共生というところでいったときに、その部分も非常に大事なのかなというふうに感じます。</p>
事務局	<p>お答えします。今のご指摘ですね農業分野に関しましても、「施策体系」のところで「農地の保全」っていうものを、一番のところで施策の中で今うたっております、産業課が農業分野の方では市が所管ができますので、産業課とも連携を取りながらこの、環境の方の分野ですね、どういったことが関連してくるのか、そういったのは今後の産業課とも連携をしてですね、盛り込み方というのは検討していきたいと思っておりますので、参考にさせていただきます。ありがとうございます。</p>
会長	<p>農地保全といったときに、できるんですか。農地保全するには、農業をやらないといけないですよ。放棄農地は非常に増えていっている。そこで、農地保全というのはどういうふうに考えるのか、環境面でどうなのか。私の関わっている団体では、ごく一部ですけども、水の循環を確保するだけで大変なんですよ。だから、その問題をどう解決するかということもありますし、もし放っておいて、草っ原になったほうが方が生物多様性にとってはいいかもしれない。それは冗談として。そういう意味で、委員は生物系でこの委員になられたと思うんで、少し委員、基本計画の骨子のほか体形でも結構ですから、何か今議論されている、里山の保全とか生物多様性の保全、について何かご意見ございませんか。</p>
委員	<p>よろしいですか先ほどでた「犬山らしさ」。これから取り入れていくということで話があったんですが、もうすでに4回市民懇談会が開かれて、そこで市民の方々から、結構そういう「犬山らしさ」を出せるような、案が出てきているのではないかな、というふうに思います。それ取り入れずに、これから取り入れるとって、どこからそういう行為であるとか、犬山像というのを取り入れようとしているのかその辺をちょっとはつきりさせたいということがあります。今、林会長から振られましたので、里山、特に、生物多様性の保全ということで、犬山は私の目から見ると大変遅れている、というふうに感じています。今回、この里山の恵み云々ということで、かなり大雑把なものが立てられていますが、第一次の結果のところを見ますと、△や、×の部分が、確かこのちょうどこの1に当てはまる部分については、6割ぐらいあったのではないかなと、いうふうに感じました。先ほど、やらなかったのか、できなかつ</p>

	<p>たのか、ということがありまして、その中にはもう最初からやらなかったという、×も幾つか、ありました。ただ施策の中に、やらなかったというものが出るということ自体が、本来、おかしいと思いますので、きちんと取り組めるような施策を、こちらで細かい施策が検討されていくと思いますが、やっていただきたい、ということがまず一番大きな部分かなと、いうふうに思います。それから生物多様性ということについていうと、多分、県内で一番生物多様性が、豊かなのが、この犬山であるというふうに思っています。と同時に一番、生物多様性が失われているのも、犬山であると思います。なので、COP10で生物多様性の保全というものが、そこで提起をされ、今年度まで国家戦略ということで、愛知目標、の達成に向けて今県の方も一生懸命取り組んでおります。そういったところも、やはり、今年作る計画をする、基本計画ですので、しっかりですね、盛り込んでいただいて、これからこの犬山から生物多様性が、どんどん失われることがないようにしていただけると大変ありがたいな、これは私の希望ですけど、というふうに思っています。</p>
会長	はい。
委員	<p>先ほど会長の方から、農地の放棄の問題が出ましたけども、放置したほうが環境にはいいんじゃないかなと。農業で問題っていうのは肥料もあるんですね。窒素、リンとか、そういうの。米をたくさんとろうと思えばたくさん肥料をやると、それが富栄養化か、いわゆるBOTとかそういうのが高くなっちゃうので、そこら辺も窒素とかそういうのも、農業の方とよく話してねやはりそういう富栄養化にならないような、そういう肥料のやつもお互い話さない、という感じがしますね。もう一つ、計画の期間というのが、10年、11年っていうのは非常に長いですね。見直しが必要だと書いてあるけど誰がこれをジャッジするのか。作った人は自分たちがいいと思ってなかなか悪いなんて言わないんですよ。だから、期間を決めて、やはりジャッジを誰が、これはおかしいというのを、例えば市長なら市長でもいいですよ。市長なんかそれは無理だと思うんで、現実的に。だから具体性を持った素案にして欲しいなという。期間を含めた計画というのをただこれ素案を見ても、具体的に書いてなかったんです。だから、期間決めて誰がそれがおかしいということができるような、そういう仕組み作りをしないといつまでたっても、そのまま10年、そのままになっちゃうから、そこら辺をちょっと素案のときに、考えてください。以上です。</p>
会長	<p>先ほどおっしゃった農地の問題。農地の保全じゃなくて、農法、農業の仕方の問題じゃないかと。生物多様性の関わりわね。そこのところをやっぱり、里山のまち犬山ならではという。大口とか扶桑でなくて里山で農地問題を取り上げるのもどうなんでしょう。湧水は、そういうところでないといない生き物がいるんですよ。犬山市内でも、かつてはどこでもいたツチガエルはもう平地部</p>

	<p>にはいないんで、いわゆる里山、ため池の近くの湿地とか田んぼ、水が枯れない所にしかないんですよね。そういったことが可能なのかっていうことも含めて、里山の町って言うのであれば、他ではできないことがここではできるんだと。いうふうに言って初めて「犬山らしさ」がでるんじゃないかと思うんですけどね。そういうことも含めて一つ一つの問題、切り離さずにいろいろ関連づけて、環境施策の体系にしていくという、そんなふうな発想は計画行政の手法としては有用かなと思いますので、ひとつ考えていただければ。委員に言われたことに関してどう答える、答えを見つけられるかなと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>あと細かい施策の部分でもよろしいですか。はい。2ページの6の環境施策の体系（案）のところなんですけど、一つ目の部分で、一番上の「里山の保全」のところ、施策に突然「谷戸の保全」というのが、項目に入っている。谷戸、谷津、谷地っていうのは、関東地方でよく使われている言葉かなと思うんですけど、なぜこんな谷戸というのが突然、犬山のこの里山に出てきたのか、犬山だと多分、「洞」という言い方ぐらいがあると思うんですけど、ちょっとこの辺の意味を教えてくださいということが一つです。それからその下の「農地・森林の保全」というふうにありますけど、これはひょっとして森林っていうのは当然、国有林とか民有林、全部含めてやっていますが、里山ということになれば当然これ民有林ということで、里山林のことなのかなというふうに思うんですけど、この辺の、どんなふうにとらえ方をしてみえるのかということをお願いいたします。それから、犬山ならではということも先ほどあったんですけど、ここに河川水辺の保全、整備、というところがあります。普通水辺というと河川とかいろんなところが含まれていると思うんですけど、犬山の特徴はため池が非常に多い。ため池に住む生物、貴重な生物もとっても多いということで、水辺っていうのはもうこれ河川もため池も全部含めますから、例えば河川、ため池の保全整備であるとか、そんな文言に変えていくのがいいのかなというふうに思います。それからその下の「公園の整備 維持管理 緑化の推進」というのが、なぜ、里山の保全に関わってくるのか私はわからなかったんですけど、実際、生活環境の方の3のところの安全安心の生活環境の保全の部分。にも大きくかかってくるのかなということで、そちらに移した方が、いいのかなどうか、ということをお願いいたします。それから三つ目の健全な水循環の保全ということなんですけど、施策がですねちょっと余りにも曖昧で、具体的なものが全然見えてきません。目標が健全な水循環の保全、施策も、健全な水循環の維持、良好な水環境の維持、ちょっと健全と良好というのが具体的に違うのかということも含めて、ちょっとよくわからないので、この辺も教えてくださいというふうに思います。</p>
<p>会長</p>	<p>いいですか。</p>

事務局

はい。委員からのご質問なんですけども、まず順番にいきます。まず一番の「谷戸」ところなんですけども、こちらは委員のおっしゃる通り、特に関東地方で主に使われる言葉というのは私の方でも認識はしておりまして、意味をみると丘陵地か切り開けている部分ということでイメージとして今井の地区の方であったりとかですね谷間の地域を指すのかなと思って入れさせていただきまして、確かに「犬山らしさ」という部分がここには出ないのかなというのは感じている部分もありますのでこちら、また表現の仕方というのは検討していきたいと思っております。続いて森林の保全なんですけど、こちら森林、大きくこの施策の中では民有林、公有林も含めて、大きい意味合いでは考えております。また、ちょっとこの具体的な施策の中で実際に行政がどこまでできるのか、とかですね市民の皆さんにこうやっていただける場所とかっていうのも、具体的には細かい部分がありますので、まず最初のちょっと施策の森林というのは全体を指すというふうで、イメージしております。続きまして川辺水辺の保全なんですけども、こちら委員のおっしゃる通り、水辺といってもいろんな場所を想定できるかと思っておりますので、犬山市の特徴である「ため池」という言葉をこちらの方にも入れていきたいというのは、検討していきたいと、ぜひ参考にさせていただきたいと思っております。4つ目の公園の整備なんですけれども、こちら各課ヒアリングの中でも同じようなご意見が出ておりまして、この施策の部分ではほかの個別目標基本目標に繋がるんじゃないか、というののもいくつかございまして、公園の整備というのは実際里山とどう繋がるのかというののもですねご意見としていただきまして、住環境の方に入れるのかというののも今後検討していきたいと思っております。ご意見ありがとうございます。それから、水環境の保全、こちらはですね、具体的に何が違うのかわかりにくいというようなご指摘でした。ちょっとこの部分でもですね、もう少しこちらの方も表現の仕方というのをもう少し具体化していきたいと思っております。ありがとうございます。

会長

谷戸は、瀬戸では「屋戸」と書きますね。犬山とか各務原では「洞」って言うてるんじゃないですか。私が犬山に来た時に「洞」というんだと知りました。「洞」っていうのは聞いたことなかった。北洞とか落洞とか地名にありますね。そういうことだと思いますし、河川、水辺、ため池は150もあるんですけど、河川で重要な河川は木曾川でなくて五条川だと思うんですけどね。五条川水系はちゃんと調査されていない。保全もされていない。水系といえば半の木川もそうだし、具体的なこと考えるとそういうことですよ、犬山市内では。私はこの公園っていうのは中島池のビオトープ園地だと思ったんです。愛知県最大のビオトープなんですよね。国の補助事業、県の補助事業、でしっかりした管理体制で、もうちょっと周りの里山の部分も含めて考えていこう、というのが地元からも要望を出されて、新年度から動き出しています。だから、生物環境にかかわる公園、児童公園とかではなくて、里山に係わる公園っていうのがあるですよ、ちゃんと。自然公園区域ありますよね。自然公園区域を

どう守っていくか、保全していくかいうここでいう公園っていうのは、そういう自然系に深く関わる公園だということ、都市計画課、整備課、土木管理課にかかわる公園ではないんですよってことをはっきり示さないと、委員のおっしゃることに、答えられないかと思います。「健全な住環境」これ、長年私も委員をやってきましたけれども、地下水行政やってきましたよね、あれ、どうやって生かしていくんだという、ところが全然明示されないんで、健全な水環境っていうのは、いわば地下水の上流の町としての責任があるんですよ。大口、扶桑に対して。やってきたことを、さらにその結果をどう活かしてどう進めていくのかと、これ議会でも問題になったはずですね。そういう個別の問題に関する総括をきちっとやれば、はっきりした、表記ができるように、それが「犬山らしさ」だと。いうことだと思いますし、委員もおっしゃられましたし、委員の言われるやらなかったっていうことはあるわけがないんだろうっていうので、やらなかったのはある程度認めるってなるかもしれない。そういうことに答えられると思いますので、よりこの施策のところをより具体的にですね、こういうことだ、こいう問題ですよってことがわかるように、表記していただいて、皆さんのご質問に答えるように準備していただきたいと思います。

委員

一つよろしいですか。今、会長が、中島池ビオトープを公園としてとらえてみえる、という言い方をされたんですが、私は公園という見方をしておりません。ビオトープあくまで、生物の生息地としてのビオトープというとらえ方だと思いますので、それで考えると、要は何を言いたいかという、確かに、中島池ビオトープというのが、犬山市が、国と県の補助を得て、本当に数億円かけて、整備をして、作ったビオトープなんです。ところが、にもかかわらず8年前に、犬山市は数千万をかけてビオトープを壊して、そして垂直コンクリート護岸を作っています。ビオトープの関係者からは、みんな笑われています。当然そういう状況ですので見に来る人も今ほとんどありません。散歩に見える方であるとか、釣りをしにくる方。中島池ビオトープというのは、もう10年以上前になりますが、環境省の援助を得て、数回にわたって、外来魚の、駆除を行いました。最近テレビなんかでも池の水を全部抜くっていう番組が大変話題になっていますが、その先駆けになるようなことを、中島池ですとやってきて、外来魚ゼロというところまでいきました。ところが今は、外来魚の巣窟になっています。それをつり来る人も、あとを絶ちません。というのは、公園としての整備であれば草刈りをやったり、それでいいんです。一見、表向きだけが綺麗になればいいわけなんです、生物の住む空間としての、保全ということであれば、水の中も外も含めて保全しないと当然いけない。だから絶滅危惧植物が生えていた浅瀬を全部壊して、コンクリート護岸を作って、子供たちが水辺に近寄れないように柵まで作って、それが本当に、保全整備なのか。特に里山の保全整備とっていいのかどうか。こういうことで、市民の皆さんほとんど知らないで、数千万円という我々の血税を使って壊してるなんて誰

	<p>も知らないわけです。問題にならないわけですよ。でも実際にはそうやって、保全という名のもとに破壊があった、されている。だから、本当に公園としての整備なのか、ちゃんとしたビオトープとしての整備なのかというのをきちんとやはり、分けていかないとこれはとんでもないことになってしまうので、その辺だけしっかり区別だけはしていきたい、というふうに思っています。</p>
会長	<p>ちょっと、その問題をここで議論する余地がないんですけどね、ビオトープの整備は、県の事業で、農水省の農村環境整備事業なんですよ。自然保護でなくて、農村環境をどう改善するかっていう事業なんで、おのずといろんな面があろうかと思えますし、できたあとどうするかとそういうことで自然観察する場として保全する体制が整えるのかということも含めてですね、まずは個別にとらえていければと思います。いろんな評価の仕方もあるかと思えます。人が関わらなくなった里山のほうが、人が適度な関わりを持っている里山よりもむしろ生物多様性が減少している。どの程度関わりをもつかそういうことが、大事かと思えますので、そのことは、また別途議論の場を設けていけばいいかと思えます。何かご意見がありましたら。</p>
委員	<p>ちょっとお願いですけども、SDGSの17あるみたいだけでも、一つ一つの中に内容のターゲットがあるはずなんですけど、どこにも記入されていないので、これ知りたいですね。例えば一番は何がターゲットなのか。目標なのか。そういう項目があるはずですよ。ここまま、この絵ではね、想像しかありません。だからそれは今委員の方が認知していく必要があるかと思えますので用意しておいてくださいね。</p>
事務局	<p>これ、パンフレットがありますので、国が作ってる。</p>
委員	<p>そうですか。</p>
委員	<p>17の後ろに160ぐらいぶら下がっている書類あるでしょ。あれを出せばいい。</p>
会長	<p>今年、国際大会あるんでそこで展示しないかとか、そういう呼びかけがあります。</p>
事務局	<p>今お配りしている素案の、8ページ、9ページをご覧いただくと、それぞれのターゲットなどを記載しています。</p>
委員	<p>先ほどの委員の話に続くんですが、私もその「谷戸」の表現は「洞」の方向にいきいたいというふうに思います。やっぱりこれ市民の方々が、やっぱりこの</p>

	<p>基本計画を読んで、自分たちも取り組めるような形に記載していただければ、というふうに思います。それと、先ほど農地の話もございました。やっぱり森林も、地域、やっぱり犬山は北尾張の中でも、里山林っていうことで、森林経営計画なども作られてない状況にあります。それは、おそらくそれだけ取量も取れないっていう中で、里山を、会長もですね、取組まれていると思いますけども、それぞれの地域で、きちんと取り組んでいけるような、民有林の中でも、天然林と人工林がまざったようなところもいっぱいありますので、そういうのをどういうふうと一緒に扱って行って、実際に保全をしていくのかっていうところ、考え方が少しこう中で出てきていただけるとありがたいなと思いました。それともう一つすいません。最後にこの出口を考えたときに、実際に検証していく上では、そのスケジュールっていうところもひとつなんですが、その情報の公開の仕方、市民がどういうふうに理解し、できるのか、そういう場をきちんと計画の中に入れていただいて、市民の各方でも、きちんとそれがわかるように、そして意見ができるような、そういう体制にさせていただきたいなと思います。</p>
会長	<p>今おっしゃった森林の方は、国有林もありますし、東京大学の演習林もある。民間のほうですよ。</p>
委員	<p>戻った議論で申し訳ないんですけども、先ほど委員から初めに計画の推進主体の、訪問者について質問しましたけども、その市の回答が旅行者をイメージしていると話がありましたけど旅行者だと幅が狭いかと思っております。今は人口減少化している社会なので、関係人口っていう言葉を聞きますけど、ただ来るだけではないと。深く地域に関わりたいと、でも住むまでにはいかない、という一定層がいますので、その人たちがたとえば、NPOとか、地域団体とかに入って活動していくことになりますので、訪問者イコール旅行者ではあまりにも狭い。パートナーシップの問題も変わりますので、そこは市の認識も変えてもらいたいと思います。情報開示についても市民だけじゃなくて深く関わる方訪問者に対しても広く、情報公開して、いろんな意見を取り組めるような体制を築いてもらいたいです。</p>
会長	<p>今おっしゃったことで協働とするんだっていう、協働事業体を育てるっていうこともありますね。観光客にごみを捨てるなとか、お願いするのか、その辺クリアにしてももらえれば。</p>
委員	<p>一ついいですか。この3のですね、基本目標の犬山市は今年ハザードマップを非常に立派なものを作られました。我々も見てますけれど木曽川、郷瀬川、五条川、それから、先ほどから話題になってるため池、ため池は150もあって、犬山市の人だったらわかるんですけど、住民が住んでるところはため池よ</p>

	<p>り低いところがたくさんあるんですね。中島池でも、池より低いところに住んでいるわけです。そうすると、南海トラフとかそういうことじゃなくても、大水とか、そういう災害時に、そのため池関係をどういうふうに管理していくかと。そこら辺が非常に大きな地域の問題だと思って、我々の地元の会議でもね、こういうことを出して、討論してるんですけど、150のうちのどうだろう、半分以上は、住民が住んでいるところの、地域よりも、上にあるんじゃないですか。中島池は典型的ですよ。ずーっと住宅地になってますよね。そうすると、あそこら辺がもう、決壊なんかしたら、非常に災害がすごくおおきな、昔の入鹿池が切れたような、扶桑、大口、あそこら辺まで確実にいきます。だからそこら辺を考えると、ため池を、いま言った里山保全ということも必要ですけど、災害的な問題でも考えてもらわないと大きな問題であると思うんですね。</p>
<p>会長</p>	<p>耐震工事が進められてますのでね、そこでコンクリート護岸も作られるということと、生物の生息環境を守るという実際に現実的に両立できるのかどうか、ということも考慮する必要があると思います。</p>
<p>委員</p>	<p>加言してよろしいですか。ため池の関係で、本当言われたら通りで、東日本大震災の折にも、ため池が決壊して、死者が実際にでたりしています。愛知県でも今言われたように耐震補強を特に大きなため池については次々とやっています。ただ、堰堤については、別のコンクリート化することではなく、あくまで補強ということで、コンクリート護岸とは全くそれは別の問題ということですが、その中で一つ大事なものは、補強はやはりすべきだと思います。ただし、先ほども言いましたため池の中には、大変貴重な生物も、たくさん生息をしていますので、きちんと事前に生物調査をした上で、そういう貴重な生物がいる場合は、それを保護するような、対策をきちんととりながら、住民に害を与えないような、そういう対策をとっていくと、いうことがやはりとっても大事な、いうふうに思っています。それがちょっとまた、先ほど谷口委員から出た情報公開の仕方ということなんですが、第1次の時も、きちんと市民への公表というふうに、明記をしてあったと思います。明記してあります。ところが、実際にはホームページにも全く公開されないまま、ずっと16年きておりますので、当然今回は概略版になるのか、何かわかりませんが、ホームページでぜひ公開をしていただきたいことと、多分概略については、各戸配布ぐらいに、多分なるのではないのかなと思いますが、ぜひ行って欲しいのは、市民への報告会っていうんですかね、やはり市民が出来た基本計画についてちょっと意見が言えるような、或いはその具体的なことを聞きたい方がいっぱい多分いると思うので、聞けるようなそういう場を持つととても市民よりのものになるのではないかな、いうふうに思っていますので、ぜひ検討をしていただければと思います。</p>

委員	<p>ちょっとスケジュールのどこへ戻りますが、パブリックコメントがありますよね。関心ある方はいますけど、市民全体だとなかなかですけども、ただ今回、これやると5回もね、市民の方がいろいろ意見出していただいて、それなりに関心の高い方ですから、できたらパブリックコメントの前に今まで懇談会に参加した方だけでもいいですから、それに何か説明をした方がいいんじゃないかと思います。出来上がってからもいいですけど、ほんとうはパブリックコメントの前がいいかスケジュール的にどうかしらんですけど、それ一つ提案させていただきたい。</p>
会長	<p>そのことで付け足したいんですが前年、環境フェアを最近やっていないねっていうお話がありましたよね。環境フェアっていうのは、高いお金出して、有名な人を呼んできて講演会やるんじゃないかと、やっぱり環境問題について市民に遊び心も含めて、やるチャンスなんで、お金をかけずに充分できると思うんですけども、そういう場所を、利用しないと、ホームページ見てください、では見ない人が圧倒的に多いんですよ。人によっては、何のこと、っていう人もいますよね。電子情報化に慣れていない人が圧倒的に多いので、自分で見てくださいでなくて、こっちからアピールするやり型ですね。パブリックコメントも答えがないんですよ。要はサイレントマジョリティを動かす手段として非常に不十分。大事なのはサイレントマジョリティの人が、環境に関して無関心であっては困る。関心はあるけど発言をしてないだけの人、それと関心層を絶対減らさないようにするための、両方、伝達の仕組みですね。公開は当然ですけども、伝達する仕組みが大事。どうするのか。よく小学校をまわって、市役所の職員が行って総合学習で、1回でいいからしゃべらせてよとかね、それも子供に伝えると絶対親に伝わる。そういういろんな多様な手法、方法を考えられて、情報をどうつたえていくか。情報が伝わってこそ価値がある。公開してるだけでは価値がないんですよ。そのところも、どう盛り込んでいただければいいかと思います。そうすれば市民は動員できるし、消費者団体の方々とか、或いは、PTAの組織とかですね、いろんな方がかかわれるんですよ。協働っていうのはそういうことも含めて、中身を豊かにしていただければ、皆さんのご意見に添えるかなとそんな風に思いますので、一つよろしく願いいたします。ほかには</p>
委員	<p>誰を市民と考えるかということなんですけど、自然の保全っていうことに関して、農業者とか林業とかっていうのは関係ないかもしれませんが、普通に生活している市民ということを考えてときに、犬山市の人口をみたら外国人の方が3%を超えてきているんですね。</p> <p>さきほども話が合った防災に関する子であるとか、日常的なゴミの問題やエネルギーっていうのは誰も関係してくることなので、日本人でないけれど犬山に定住している人たち、外国人市民に関しても捉えるような視点があるといいのではないかと思います。SDGsのすごく大きなコンセプトは「誰も取り残さ</p>

	<p>ない」ていうのが大きな看板なので環境政策としてそこを重点的にやるのではなくても、おそらく多分、環境政策とかもあるとおもうのでそことうまく連携していけばよりに幅広いもしかしたら「犬山らしさ」がでるのかもしれないですし、いれたらいかがかなと思いました。</p>
委員	<p>最近ね「見える化」っていう言葉がでできますよね。先ほどの話じゃないですけど、やっぱり「見える化」できる、市民が、今の行政がやってる環境計画というのはこういうことをやってるんだよっていうのが見える化できるような仕組みをちょっと考えたらいいと思います。だから、今市役所の1階にあるテレビとか装置ありますよね。そういうところで少しずつ出すとか広報も必要かもしれないけど、なかなか広報はねいろんな課がちょっとずつ記事を載せるから、大きく出る機会って少ないんですね。だからああいうテレビとかを使って、それで、常に流すというようなことをね、やると、見える化してね、案外いいんじゃないかなと。あるものをやっぱり利用しないと損ですよ。今、市役所のまわりでも流れてきて、市役所のこういうことは、こういうところに相談しなさいなんていうことをやっていますけど、それもいいですけど、例えば環境基本計画っていうのは今ここまで進んでますよ。こんなことをやっていますよと。市民の皆さんにはプラスチックの問題とか食品ロスの問題とかそういう問題を今後お願いするような投げかけのような、そういう「見える化」をすると、生きていくのかもしれない。</p>
会長	<p>骨子案についてご意見はよろしいですか。</p>
委員	<p>座ってもいいですか。座って発言します。もう今11時45分で、この会議は12時で終わるといことなんですけれども、初めてこの会議は参加してもらったんですけれども、いろいろと話を聞かさせてもらいまして、意見はたくさんあります。多分この15分も足りないんですけれども、ちょっと意見じゃないんですけれども、環境課が出していただいたこの基本計画の、骨子案についてですね、個々はいろいろとお話しいただいたんですけれども、このいただいたこの案に対して、この項目が本当にいいかどうか、これが全然決まてない気がして仕方がないんですけども、要はだから、さっきの6の環境の体制のところですけども、一番下のそこに関しては、皆さんいろいろ意見があるんですけど、個別目標はこれでいいのか、基本目標がこれでいいのか、あとはこの体系案がこれでいいのか。全然意見がないような気がしているんですけども、これは私個人に意見なので私個人の考えが狭いとか、いや、そう違うかっていうのもあると思うんですけども、そうしないと多分、環境課の人ですすね、つくれるかどうかっていうのが一番不安ですし、今まで、実施スケジュールとか、管理スケジュールとかを作らなくちゃいけないという話があるんですけども、今の要員でできるとは全然思いませんし、多分昨年度、この話を聞いて</p>

	<p>ると、同じように今年もなりそうなので、個人的にきついお話をさせてもらって申し訳ないですけど、審議会をこのままやってもですね、あまり意味がないような気がしてしょうがないもんですからその辺ちょっと皆さんの意見を聞きたいなとおもうんですけどもいかがでしょうか。以上です。</p> <p>もう一つ、このままですと、このままの形で、環境課は作るという形になると思うんですけども、さっきの皆さんの意見のいい意見はあるんですけども、この表に関して表すことができるかどうかというのがすごく不安なんですけれども、皆さん個々の意見はいただくのはいいんですけども、もう少しレベルを上げた意見ということで、要はこういう意見だからこういう項目にして、こういう形で作ったらどうですかというのを、私としてはこの表にあわせて作ってもらえると、環境課もそうですし、骨子も早くできんんじゃないかと思うんですけど、その辺を踏まえてまたお願いしたいのが最大の意見です。</p>
<p>会長</p>	<p>2時間の会議で、この全部ここでチェックすることはできない。こういう内容で議論を始めてください、ということで今日出されたわけでこれ、このまま計画を立てるとは考えられない。そうであれば、審議会で何やるんだっていうことになりかねないんですよ。で、それをまた持ち帰っていただいて、ここをこうしたらいい、こういうふう書き換えたほうがいいとどんどん環境課にご意見を、届けていただければ、それを整理して、ここで会議をエンドレスにやるわけにいかないんで、限られた時間で議論することになりますのでね。その点また皆さんの提案の内容を踏まえて次の提案時に、より、今日のご意見を踏まえてレベルアップした内容を提起していただきたい。環境教育と環境学習、環境について学ぶことが環境学習ではないんですよ。これも何十年前も前に言われたことです。教育システムがこうだから、システムの中に環境活動がどう組み込まれているか、それが環境教育ですよ、環境学習ですよっていうのは、学会の方が40年ぐらい前に出してるんですよ。そういうことなんで、現実には犬山市内の小中学校がやっているですね。それを踏まえて、協働で進める学校教育っていうことですね、愛知県も協働授業のパンフレットを出しているぐらいなんですね。既成のものをちゃんと取り組んで、取り込んで、それをさらに発展させて犬山版にするという、そういうふうにしてくれるように再整理していただければ、いいんじゃないですか。そういうことですよ。</p>
<p>委員</p>	<p>そういうことなんですけども、要は、今日作っていただいたこれは、そのまま生きるのか次回、それとも全然変わるのか、それはちょっと答えだけ教えてもらいたいと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>変えるために議論してるんだと。</p>

事務局	<p>内容を確認していただいて、本日、事務局の思いとしては、今日この（案）が取れることが、思いとしてありました。そうするとこの骨子に基づいてそれぞれ本編の方を組み立ての方をしていくといったところが、事務局としては、思っておりましたが、本日、ご議論いただいて、この骨子の案ではいろんな意見を反映しきってないだろうと整理できてないだろうと、いったようなことであれば、今日ご意見いただいたものを、再度修正させていただいて、もう一度、審議会の、中で、揉んでいただいて、審議会で（案）をとっていただいて、組み立てと言ったようなところになってくるのかなというふうに思います。そうしますと、スケジュールについては、その審議会が全部一こまづつ、ずれていきます。これ余裕を持ったスケジュールではないもんですから、これが1コマずつ、それが、一月なのか二月になるのかちょっとわかんないんですけども、ひとこまづつずれてくるといったところもありますので、今日、本審議会の中で、今日の意見を取り込んだ形で、事務局で整理してもらえれば、大まかな組み立て方はこれでいいんだよ、っていうことで（案）を取っていただけるのであれば、これで本編の整備をスタートしたい。そうでなく、まだまだこれでは未完成だよと、もう1回揉む必要があるよと言ったような結論をいただけるのであれば、次回、改めてこれを整理したものを皆さんにご議論いただく環境審議会の場を設けていきたいというふうに思います。</p>
委員	<p>会長、皆さんに一応、事務局からもお話あったんでこれで作るかどうか、それとも変えたほうがいいかの賛否だけちょっと、作った方が多分楽だと思いますんで、それをお願いしたいんですけど。</p>
会長	<p>いろいろご意見あったんで、このままの表記では不十分だと今日の会議の結論かと思います。この意見を踏まえて修正して欲しいと。修正したものを、次の会議にかける。新しいスケジュールは、次5月にやるんだ、これは動かさないでくれということは確認済みなので、そこまですれることは許されない。最初に次の審議会いつ開くんだということで、5月に開きますということで、明言されたわけですから、それまでに、委員の皆様のご意見を踏まえて当然、修正点幾つも出てきてると思います。細かいことは別にしてですね、バックデータがどうだとか、別にして、表現方法だけ、表現内容だけでもずいぶんかわるんじゃないかと思いますので、ひとつ急いでいただいて、委員の皆さんにおかれましては、帰られてから、文書で意見を送っていただければ、環境課に送っていただければそれをチェックしてですね、変えるというふうになるかと思います。それでよろしいですね。</p>
事務局	<p>すみません。整理させてください。大まかな組み立てはこれでいい。今日いただいたご意見、それから今後また、個別に連絡していただける意見をこの中</p>

	<p>に、全部盛り込めるのか、盛り込めないのかというところもあるんですけども、そういったことを受けて、もう一段、これを整理すれば、事務局として案が取れたものと解釈していいということでしょうか。</p>
会長	<p>大前提として、基本目標の1から5が愛知県環境基本計画と同じような内容じゃないか、犬山市さんの表現をしなさいという意見があったんですが、そういうことを忘れないでくださいね。枠組みがどうなっているかは、そこまでは、</p>
事務局	<p>といったふうに理解して、これを骨子として、よろしいということでしょうか。それとも1回でやって、</p>
委員	<p>ちょっと課長、ちょっと落ち着いて考えてもらって、別に皆さん全否定してるわけではないわけです。今いただいた意見の中で、こういう表現は、「谷戸」の問題とか、いろいろあってそれを修正して、さらにまた持ち帰って意見があったら文書で出していただいと。で、それをまた修正して、皆さんに送ればいいじゃないですか。それでまたご意見くださいっていうプロセスを経て5月に。骨子を固めなきゃいけない理由はないと思うんですよ、今。</p>
事務局	<p>骨子でないと、骨子の（案）が取れないとその骨子の下に本編の整理の仕方が変わってきってしまうので、骨子と本編を一緒に出すとなると、</p>
委員	<p>そういうまとめ方をしたら、今度また個別の話し合いをした時に違うじゃないかって話になってくるんで、それはやっぱり一緒にやってきなきゃダメですよ。だから、これからいろんな機関に意見を聞いていくプロセスがあるから、議会もそうだし、ワークショップもやるんだから。だから、いろいろ変わってくる可能性がいくらでもあるわけで、だから、そこで今、完全に固めるっていうことは不可能だと思う。だから、柔軟に進めていかないとまた同じことの繰り返しになるんで、だから、今のやり方でいいと思いますよ、このたたき台が出てきて、適度に修正を重ねながらということで、その都度皆さんにお知らせをして、共通認識を持ちながら進んでいくと、いう方法しかないと思います。左の方はずいっているから多分それで理解していただいとると思うんですけど。</p>
会長	<p>6ページですね、この大きな項目、この枠組み自体を皆さん否定されてるわけじゃなくて、その中に、この表現では含まれないことがいっぱいあるじゃないか、修正した方がいいんじゃないかという。逆にですね。細かいこういうことをいれていくかと、そこから組み立てていったら、個別目標、基本目標へ逆向きに考えた方がいいんじゃないか。</p>

事務局	わかりました。この骨子案ということで今日いただいたご意見、それから、いつまで一定にご意見いただく期間を1回区切らないと、いったん区切らせていただきたいものですから、ちょっと期間をみて、それを含めた形で次回の5月の審議会にこの骨子案、ご意見いただいたものを載せるとこういった骨子案になります。それと、その骨子案を前提とした草案を提示させていただく、というふうでよろしいでしょうか。ちょっと改めて、ちょっと、いつまで、まず一区切り目がいつまでかっていうとちょっと今、
委員	年度内でいいんじゃないですか。
会長	いいですか。
事務局	はい。3月いっぱい。それはもう、手法は別に問いません。メールでもファックスでもお電話でも、どういった形でも結構ですので、環境課の方まで、よろしく願いいたします。
会長	ということで、12時になりましたので、今日のところは諮問をいただいて、骨子案の協議をしていろいろ意見がありました。3月末までにぜひご意見いただければと思います。以上で議事を終わります。その他、何かありますか。
事務局	事務局からはありません。
会長	ということで、本日の環境審議会をおわります。ご協力ありがとうございました。

閉 会

年 月 日

上記に相違ないことを確認する。

(署名) _____

(署名) _____